

町スポーツ施設利用団体代表者様

箕輪町教育委員会 文化スポーツ課長

箕輪町スポーツ施設利用時の注意事項について（通知）

【2022/4/21 現在、箕輪町スポーツ施設開放ガイドライン（その7）】

町スポーツ施設の新型コロナウイルス感染症対策に対しご協力賜り感謝申し上げます。皆さまには、2022/4/9付で箕輪町スポーツ施設開放ガイドライン（その6）をお伝えし、町スポーツ施設を利用いただいているところですが、改めて今後の活動の指針としてお示ししますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、このガイドラインについては「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒に関する情報が発出された翌々日より適用することとします。」

なお、感染状況等によりガイドラインを変更する場合がありますので、予めご承知おきください。

記

1 スポーツ施設利用及び感染対策について

1) 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒【レベル6】の間

（まん延防止等重点措置公示・緊急事態宣言）

① 体育施設（屋内・屋外・学校開放）は利用休止とします。

2) 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒【レベル5】以下の間

① 体育施設（屋内・屋外・学校開放）の利用休止は行いません。

② まん延防止等重点措置公示・緊急事態宣言が発令されている地域からの来場は原則不可とします。大会等やむを得ず来場する場合は、新型コロナウイルスに感染していないことを確認するためのPCR検査や抗原検査等を行ってください。

③ 屋内体育施設を利用する場合は、十分な換気を行ってください。

④ 箕輪町に医療特別警報が発出された場合、利用制限を行うことがあります。

3) 施設利用時の新型コロナウイルス感染症・感染対策

① 運動をしていない時はマスクを着用する。こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うなど基本的な感染予防を行ってください。

② 体調がよくない方は施設を使用しないでください。（発熱・咳・喉頭痛などの症状がある場合）

③ 代表者は利用開始前に来場者を把握し、健康チェックを行ってください。

④ 代表者は利用終了後7日以内に利用者が新型コロナウイルス感染症に発症したことを確認した場合は、速やかに利用団体内の濃厚接触者の有無の確認や利用者の健康チェックを行い、文化スポーツ課まで報告をしてください。

⑤ 町内小中学生が④に該当する場合、代表者は利用者の所属する小中学校へ、感染者と一緒に活動していた旨の報告を行ってください。小中学校から活動の詳細について聞き取りがあります。

⑥ 施設利用時において、扉・手すり・電灯スイッチなど、利用者が共通で手が触れる場所の消毒を積極的に行ってください。

⑦ 三密（密接・密集・密閉）の状態を回避するために、十分な換気を行い、周囲の人と2m以上の距離を開け、来場者が密集しない人数で利用してください。

⑧ 大人数が集まる大会等を行う場合は感染対策を記載した書面（要項等）を事前に提出してください。また感染予防対策に必要なアルコールや非接触体温計が必要

な場合は文化スポーツ課へ相談ください。

2 屋内施設について

- ① 換気は2方向以上の窓を開けた状態で定期的に行い活動してください。

3 屋外施設について

- ① 番場原第一グラウンド、番場原第二グラウンド及び上古田グラウンドで野球、ソフトボール等4面を使用していた大会については、当面の間2面以内での利用を基本とします。

4 その他

- ① 本ガイドラインに記載されていない事項であっても、新型コロナウイルス感染対策を十分に行い利用してください。
- ② 必要な感染対策を行わず活動している、必要な報告書を提出していない等不適切な利用があった場合は、当該団体への貸出停止や施設全体の利用休止を行う場合がありますのでご承知おきください。
- ③ 教育委員会からの連絡は、使用責任者（代表者）へ行いますので、利用者への周知をお願いします。

お問い合わせ先 箕輪町教育委員会文化スポーツ課スポーツ振興係
課長：小池弘郷 係長：木村 勉 係員 河西遼太
TEL 0265-70-6601 E-mail：shougai@town.minowa.lg.jp
箕輪町ホームページ：<https://www.town.minowa.lg.jp/>

-----当日の借用手順について-----

◎当日提出していただく書類及び借用手順

(A) 社体、藤体、平日の町体・武道館について〔文化センター受付〕

- ① 【屋内体育施設使用報告書（ピンク色の用紙、両面）】・消毒剤・施設のカギを入れたバスケットをお渡しします。表面に必要事項を記載し、裏面「利用に関するチェックシート」等により利用者の健康チェック等を行ってください。
- ② 21：45分までにバスケットを返却してください。

(B) 土曜日、日曜日の町体・武道館について〔管理人がいる時 町体事務室受付〕

- ① 【屋内体育施設使用報告書（ピンク色の用紙、両面）】の表面に必要事項を記載し、裏面「利用に関するチェックシート」等により利用者の健康チェック等を行ってください。

(C) ながたドーム〔ながたの湯受付〕

- ① 【ながたドーム使用報告書兼チェックシート（R2/7 改定、両面）】・消毒剤・施設のカギを入れたバスケットをお渡しします。表面に必要事項を記載してください。1-4）-④により来場者は代表者が把握することにしたため、裏面の参加者名簿の記載は不要とします。
- ② 20時10分までにバスケットをフロントへ返却してください。（21時にフロント終了します）終了時刻が21時の団体には、バスケットの貸出しがありませんので、ドーム内の消毒剤を活用してください。

(D) 学校開放時の小学校体育館〔各校事務室など〕

- ① 【学校体育施設使用報告書（R2/7 改定、両面）】と鍵を借り表面に必要事項を記載してください。1-4）-④により来場者は代表者が把握することにしたため、裏面の参加者名簿の記載は不要とします。
- ② 学校体育館内に消毒剤などを設置します。

(E) 番場原・沢・上古田グラウンド、番場原テニスコート、山の神マレットゴルフ場

- ① 提出していただく報告書はありませんが、感染対策に努めてください。